

発行所  
一般社団法人  
横浜南青色申告会  
〒232-0017  
横浜市南区宿町2-44-6  
電話：713-3111(代)  
FAX：721-5782  
発行人：武田 勝  
編集責任者：野村 勇  
広報委員長

# 青色だより

発行月(年6回発行)：1月・4月・6月・8月・10月・12月

## 訃報

### 鋤柄前副会長 逝去



前副会長の鋤柄修氏が令和六年五月二十日、病気のため南区の病院で永眠されました。

鋤柄氏は、昭和三十七年四月に寿支部班長、平成十六年五月より本部長、平成二十二年五月より平成三十年五月までの八年間、寿支部長を務められた後、平成三十年五月より副会長に就任されるなど永きに渡り青色申告会の発展にご尽力されました。

ここに改めて哀悼の意を表すとともに心からご冥福をお祈り申し上げます。

## 必見!! 記帳(入力)を教わる最後のチャンスです!!

～決算個別指導会利用に向けてのお願い～

既にお伝えの通り、記帳(入力)指導期間は、**9月末**までとなっております。記帳(入力)の方法をお聞きになりたい方、記帳(入力)について分からないことがある方は、**必ず9月末**までにご来所をお願いいたします。特に**下記の項目に一つでもあてはまる方は必ずご来所ください。**

### 9月末までに必ずご来所をお願いしたい方

- 決算時、記帳(入力)間違えを指摘された方
- 決算に複数回ご来所された方
- 記帳方法が分からない方
- 新規入会者の方
- 今年から会計ソフト「ブルーリターンA」を利用されている方
- 複式簿記で記帳されていて試算表がない月がある方
- 10万円以上の車・パソコン・備品など減価償却資産を購入された方
- 賃貸物件を購入または建替えや大規模修繕をされた方
- 本年分が消費税課税事業者の方
- インボイスを申請された方
- インボイスについて分からないことがある方
- その他分からないことがある方



※記帳指導期間は**9月**までとなります。**10月以降は記帳(入力)の仕方を指導することはできません**のでご注意ください。

記帳確認をご希望の方は、**当紙4面**に掲載の**決算準備指導会**をご利用ください。

### ●事務局のお休みのお知らせ●

**9月19日(木)・10月23日(水)・10月25日(金)**  
**終日お休みになります**

会員の皆様にはご迷惑をおかけする事になりますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

### ●住所変更手続き等のごお願い●

転居や廃業された方、その他変更事項がある方は、青色申告会事務局(713-3111)へご連絡の上、手続きをお願いします。手続きをしていただかないと、住所変更等を行うことができません。退会される場合は、必ず所定の退会届出書を青色申告会事務局へご提出ください。

### 当会来所時に 会員カードのご提示を お願いします。

当会来所時、受付に右図の会員カードのご提示をお願いいたします。お持ちでない場合は、来所時、事務局職員にお申し出ください。よろしくお願いいたします。



入会のお勧めにご協力を!

あなたの街に  
あなたの近くに  
青色申告会

◆「近所の事業主の方」  
◆「同業の事業主の方」

当会では、青色申告の普及と会員増強をはかるため、会員の皆様のお知り合いの事業主のご紹介をお願いしております。ご紹介の方が入会されますと、ご紹介していただいた会員の方に商品券5,000円を差し上げております。

当会では、記帳、決算のご相談、会員相互の親睦を目的とした研修旅行など、幅広い活動を行っております。一人でも多くの会員の増強により、税制改正運動などに大きな力を発揮させていただきたいと存じます。

ぜひ、会員の皆様から同業者の方などへ青色申告と会への入会のお勧めをいただきまして、当会へご紹介ください。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



新規会員のご紹介で  
**商品券 5,000円 プレゼント!!**  
(詳しい条件につきましては下記の【ご紹介の条件】をご覧ください)

【ご紹介の条件】下記の①と②の条件がそろって、ご紹介特典の扱いとなります。

- ① 既会員の方は、会へ「〇〇様を紹介します」と必ず連絡をする
- ② 紹介された方は、事務局来所時に「〇〇様からの紹介です」と必ず伝える

※再入会や事業主変更等(親から子へ等)は、ご紹介特典の対象になりません。  
※ご紹介特典は、新規会員の方が入会金と会費(入会月より翌年4月分まで・例：9月に入会した場合は、9月から翌年4月分の8か月分となります)を、お支払いいただいた場合のみお送りいたします。



## 市税の納期限・納付方法

### 市税の納期限

納付月	税目	納期限
令和6年 8月	個人市民税・県民税・森林環境税(普通徴収 第2期分)	9月2日(月)
10月	個人市民税・県民税・森林環境税(普通徴収 第3期分)	10月31日(木)
12月	固定資産税・都市計画税(第3期分)	1月6日(月)
令和7年 1月	個人市民税・県民税・森林環境税(普通徴収 第4期分)	1月31日(金)
2月	固定資産税・都市計画税(第4期分)	2月28日(金)

個人市民税・県民税の特別徴収分は、前月徴収分を、毎月10日(10日が土曜、日曜又は祝日にあたる場合は、日曜又は祝日の翌日)までに納入してください。  
法人市民税については、事業年度終了後2か月以内に申告のうえ、その税額を納付してください。

### インターネット等を利用した納付方法

- 法人市民税 ●事業所税
- 個人市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)
- 個人市民税・県民税(退職所得)

#### ▶地方税共通納税システム

eLTAXを使用し、全ての都道府県・市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納付することができます。さらに、複数の地方公共団体に対して、それぞれの税目ごと一括で納付・納入ができます。インターネットバンキング、クレジットカード、ダイレクト納付(事前に登録した金融機関の口座からの引落し)、ATMでの納付に対応しています。

ご利用方法等の詳細は  
eLTAXウェブサイトをご覧ください



エルタックス

- 個人市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)
- 固定資産税(償却資産) ●軽自動車税(種別割)

- ▶スマホ決済 ▶クレジット納付(※1)
- ▶ペイジー納付 ▶口座振替(※2)

※1 税額に応じてシステム利用料がかかります。  
※2 軽自動車税(種別割)は対象外です。

最新の情報・納付方法の詳細は  
横浜市ウェブサイトをご覧ください



横浜市税 納付方法

御存じですか?

# 令和6年4月1日から 相続登記が義務化されました

備えて安心!  
登記申請は  
お早めに!!

—— 正当な理由がないのに、相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。 ——

### Q1 知りませんでした! 不動産(土地・建物)の相続登記が義務化されたのは、なぜですか?

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題になっています。  
この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

### Q2 相続登記の義務化とは、どういう内容ですか?

相続人は、**不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内**に、相続登記をすることが法律上の義務になりました。法務局に申請する必要があります。  
**正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。**  
遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。

### Q3 義務化が始まったのは、いつからですか?

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されています。  
また、**令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります(3年間の猶予期間があります。)**ので、要注意です。

### Q4 不動産を相続した場合、どう対応すれば良いですか? 新制度のペナルティが不安なのですが。

相続人の間で**早めに遺産分割の話し合い**を行い、不動産を取得した場合には、その結果に基づいて法務局に、**相続登記をする必要があります。**  
早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「**相続人申告登記**」という簡便な手続(※)を法務局にとって、義務を果たすこともできます。  
※相続人申告手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する、簡易な手続です。

遺産分割の話し合いがまとまった

遺産分割の結果に基づく相続登記

不動産の相続を知った日から3年以内にする必要(※)

早期に遺産分割をすることが困難

相続人申告登記

不動産の相続を知った日から3年以内にする必要(※)

※令和6年4月1日より前に相続した不動産は、令和9年3月31日までにする必要。

出典：東京法務局ホームページ (<https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/content/001413776.pdf>) を加工して作成

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

## 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金に不安を感じたら

無理のない月額で積立をしたい

制度の特長

1

経営者のための  
退職金制度

2

掛金は  
全額所得控除

3

受取時も  
税制メリット

他にもこんな特徴があります。

- ・月々の掛金は1,000円から
- ・契約者貸し付けの利用が可能
- ・共済金の受給権は差押禁止

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

### 令和5年9月からオンライン手続きスタート

ご要望の多い一部の手続きについてオンライン手続きが出来ます。新規加入、掛金払込証明書の電子交付、掛金月額の増額減額、氏名・住所等の変更 など

小規模企業共済制度の詳細内容は  
2次元コード又はホームページからご確認ください。



小規模共済

Be a Great Small.  
中小機構

### 9・10月の予定

9月19日(木) 三役会 (青申会 13時)  
 理事会 (青申会 14時30分)  
 青色申告普及会議 (青申会 16時)

10月23日(水) 正副会長会 (青申会 13時)  
 理事会 (青申会 14時)

### 支部等行事予定表

#### 9月

4日(水) 港南支部 青色申告普及会勢拡大会議  
 (中之丸町内会館 18時30分)

9日(月) 大岡支部 女性部研修会  
 (青申会 13時30分)

10日(火) 大岡支部 定例役員会・青色申告普及  
 会勢拡大会議 (青申会 17時)

12日(木) 寿支部 青色申告普及会勢拡大会議  
 (青申会 16時)

13日(金) 磯子支部 青色申告普及会勢拡大会議  
 (杉田劇場 17時30分)

14日(土) 金沢支部 青色申告普及会勢拡大会議  
 (龍華寺 17時)  
 金沢支部 新入会員歓迎研修会  
 (龍華寺 18時)

29日(日) 磯子支部 街頭広報活動  
 (磯子区役所周辺 10時)

#### 10月

8日(火) 寿支部 定例役員会 (青申会 14時)

19日(土) 金沢支部 街頭広報活動  
 (海の公園 10時)

## お知らせコーナー

### 納期のお知らせ

- ◎ 個人事業者の消費税及び地方消費税の中間申告  
 申告・納付期限 9月2日  
 (振替納税利用の場合の振替日 9月30日)
- ◎ 個人事業税の納付(第1期分) 納期限 9月2日
- ◎ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)  
 納期限 9月2日

### 無料税務相談(予約制)

【日程】 9月10日(火) 9月20日(金)  
 10月10日(木) 10月21日(月)  
 【担当】 東京地方税理士会横浜南支部所属税理士  
 【場所】 横浜南青色申告会館  
 【時間】 午後1時より午後4時まで  
 【相談時間】 概ね30分程度  
 【申込方法】 横浜南青色申告会事務局(713-3111)へ  
 お電話にてお申込みください。

### 無料法律相談(予約制)

【担当】 沢藤総合法律事務所所属弁護士  
 【場所】 沢藤総合法律事務所  
 【相談時間】 概ね30分程度  
 【申込方法】 横浜南青色申告会事務局(713-3111)へ  
 お電話にてお申込みください。



謹んでお悔やみ  
申し上げます。

◆ 磯子支部  
 林 和行 様

◆ 寿支部  
 山本 保 様

【本人死亡】

### 共済事業報告

## 申告漏れがあった場合には…

# 売上げに関する帳簿を作成・保存していない事業者の方は加算税が重くなります

帳簿を作成・保存する義務のある事業者の方について、売上げに関する帳簿を保存していなかったことや帳簿の売上げについての記載が不十分であったことが税務調査において把握された場合には、帳簿に記載すべき事項に関する申告漏れ等に対して通常課される**加算税(過少申告加算税・無申告加算税)**の割合が**最大10%加重**される措置が講じられました。

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する申告所得税・法人税・消費税について適用されます。  
 (例) 申告所得税の場合は、令和5年分の確定申告に対する修正申告等から対象

### 対象となる事業者

- ✓ 事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行う**個人事業者**
- ✓ **法人**
- ✓ 消費税の**課税事業者**

### 対象となる帳簿

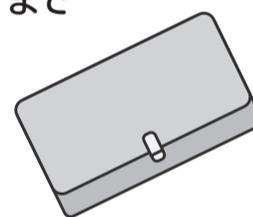
- ✓ **仕訳帳・総勘定元帳**の売上げ(収入)の金額に関する部分
- ✓ **売上帳・現金出納帳**などの売上げ(収入)の金額が確認できる帳簿

## 大岡支部女性部主催

～大岡支部だより～

# 財布作り 参加者募集のお知らせ

- 開催日時** 9月9日(月) 午後1時30分より
- 場所** (一社)横浜南青色申告会2階会議室 南区宿町2-44-6
- 申込方法** 大岡支部 女性部長 廣瀬(741-6736)までお電話でお申込みください。
- 募集人数** 20名
- 締切日** 8月31日(土)  
 ※他支部の方も参加可能です。



## Panasonic Homes

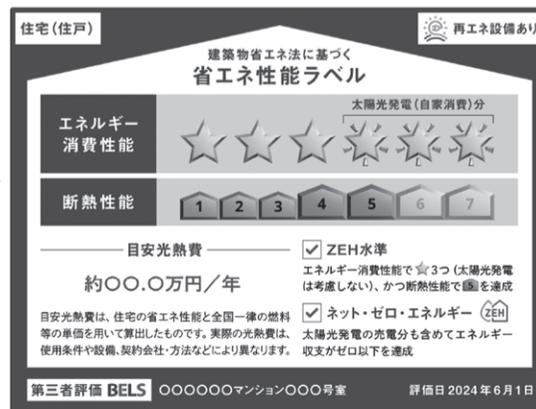
青色申告会 パナソニック ホームズ パナソニック ホームズグループは青色申告会さまと提携しています

## 2024年4月から建築物の新しい省エネ性能表示制度が始まりました

新築建築物の販売・賃貸の際には、**所定のラベルを広告等に表示する必要があります。**(既存建築物についても表示推奨)

という事は…

「省エネ性能」も、入居希望者の**選定基準の一つになる時代!?**



「詳しく知りたい」等ございましたら下記の連絡先から「個別相談会」をお申込みください!

■ 青色申告会事務局に個別相談会ご予約  
 電話番号 045-713-3111

■ パナソニックホームズにお問合せ  
 電話番号 0120-8746-85 WEB 申し込み

# 早めの準備で、スムーズな決算を 決算準備指導会開催のお知らせ 予約不要・受付順

来年1月21日から開催予定の決算個別指導会を利用される方むけに、記帳(入力)確認等、令和6年分決算の事前準備のための指導会を下記の日程で開催いたします。**決算個別指導会開催期間中(1月21日～3月17日)は、記帳(入力)確認はできませんので、ご自身の記帳内容の確認を受けたい方は、必ず当指導会をご利用ください。**

OCR用紙(右図)をご利用の方は、当指導会でOCR用紙を配付いたしますので、必ずお受け取りください。OCR用紙の配付は当指導会開催期間のみとさせていただきますのでご了承ください。



OCR用紙見本

## ◆開催期間

令和6年10月1日(火)～11月29日(金)  
 [ 土日祝日・10月23日(水)・10月25日(金)・  
 11月21日(木)を除く ]

## ◆受付時間

午前の部 9時～11時  
 午後の部 13時～15時30分  
 1回の指導時間は45分程度となります。  
 12時～13時は入場できません。  
 ※受付人数が多数の場合、途中で受付を終了することがございます。

## 〈ご持参いただくもの〉

1. 帳簿 (ブルーリターンAをご利用の方はデータ)
2. 事業用の預金通帳
3. 令和4年、令和5年分の決算書及び確定申告書(所得税・消費税)の控え
4. 10万円以上の資産(リース資産を含む)を購入された方は、金額や明細が分かる書類
5. 大規模な修繕をされた方は、金額や明細が分かる書類
6. 不動産所得の方で、入退去及び賃料に変更がある方は、その内容が分かる書類
7. 会員カード(お持ちの方)
8. その他必要と思われる書類

**10月・11月は記帳(入力)確認期間です。**

## 女性部大会

6月11日(火)午

上矢女性部長



前10時30分より、(社)横浜南青色申告会2階会議室において女性部大会が行われました。

武田会長



上矢女性部長の挨拶に始まり、令和5年度事業報告の承認に関する件、令和6年度事業計画案の承認に関する件、役員改選の件が無事に承認され、新役員の紹介がこなわれました。

その後ご来賓の(二社)横浜南青色申告会武田会長、横浜南税務署個人課税第一部門松田指導担当上席のご祝辞をいただき閉会いたしました。

休憩の後、講座テーマ「大人の塗り絵」と題して上矢女性部長が講師となり、色々ある見本の絵を一枚もらいその絵を見ながら色鉛筆で塗っていきます。子供の時に色鉛筆でぬり絵をした絵とは違い、何色もの色鉛筆を塗り重ねていくと濃淡のある深みの味のある素敵な絵が出来上がり皆それぞれの絵に一喜一憂していました。

その後、食事をしながらの懇談に入り無事女性部大会を終える事が出来ました。各支部、皆様の協力に感謝申し上げます。

大岡支部 上野 千恵子

**歓迎 新入会員** 令和6年6・7月度

【港南】中田 裕子 N.toujours 縫製業 (事)港南区  
 伊藤 ますみ 司法書士 伊藤ますみ事務所 司法書士 (事)港南区

【磯子】福島 達也 デュアルテック 建物メンテナンス (事)中区

【金沢】湯田 一之 コンサルタント (事)金沢区 (敬称略)

※ここで紹介している新入会員は、本紙に掲載希望の方のみ掲載させていただいております。

**全国国民年金基金**

ご加入、ご検討にあたってはホームページ・パンフレット等で詳細をご確認ください。  
 60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で、国民年金に任意加入されている方も国民年金基金に加入できます。  
 ※非居住者が支払った掛金は、所得控除対象外です。

資料請求・ご相談・お問い合わせはお気軽に今すぐこちらへ！  
 フリーダイヤル ローゴ ヨイクニ  
**0120-65-4192** ※地域によっては携帯電話からはつながらない場合があります。

www.zenkoku-kikin.or.jp/ 全国国民年金基金 検索

夢を、  
 上乘せしよう。

がんばる企業を  
 応援します  
 かながわ  
**福祉共済**